

平成 27 年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第 1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

県立病院の財務事務の執行及び経営に関わる事業の管理について

3. 事件を選定した理由

群馬県においても少子高齢化が進展しており、65歳以上の患者数についても増加傾向にある中で、高度専門医療に対する県民のニーズは高い状況となっている。

群馬県には、4つの県立病院（心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センター）があり、群馬県における高度・専門的な医療を提供する公的医療機関として、重要な役割を果たしている。

しかし一方で、依然として県内の医師や看護職員の不足の状況が続いており、また診療報酬改定は抑制傾向にあり、改定による収入増は見込めない中で、費用については、消費税増税の影響により増大することが見込まれる状況となっており、県立病院を取り巻く状況は厳しいものとなっている。

このような状況にある県立病院事業の財務事務の執行が法令等に準拠して適正に執行されているか、また、その事務が地方自治法第2条第14項及び15項の趣旨（経済性、効率性、有効性）を達成していくように運営されているかどうかについて監査する意義があると判断した。

また、過去の包括外部監査のテーマとして取り上げられてから8年が経過していることから、過年度監査の経過検証としても有意義であると判断した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象病院及び部局

- 病院局総務課
- 心臓血管センター
- がんセンター
- 精神医療センター
- 小児医療センター

(2) 主な監査要点

- 病院事業の事務遂行は、関連法令及び規則等に従って適切に行われているか。
- 病院事業の事務遂行は、計画に従って適切に行われているか。
- 病院事業の事務遂行は、規則等に従い経済的及び効率的に行われているか。
- 病院事業の目的及び内容は、公益性・有効性・妥当性が確保されているか。

5. 包括外部監査人と補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 森田 亨

(2) 補助者

公認会計士 宮一 行男

公認会計士 金井 孝純

公認会計士 北原 陽子

公認会計士 兒島 宏和

公認会計士 小池 幸男

公認会計士 権田 俊枝

第2 監査手続

- 各病院及び病院局総務課にて病院経営、会計、人事管理、契約事務、固定資産管理、棚卸資産管理、システム管理、関連諸規程等について聴取した。
- 病院事業の事務遂行が、関連法令及び規程等に従って適切に行われていること（合規性）及び経済性、有効性、効率性の観点から適切に行われていることを確認した。

具体的には、質問を実施し、関連する法令・規則、管理書類及び帳票等（伺い・検査・起案・決裁・回議、契約書・見積書・請求書）を閲覧した。

また、質問内容は、病院経営、会計、人事管理、契約事務、固定資産管理、棚卸資産管理、システム管理という7項目の視点から実施した。

第3 包括外部監査の結果及び意見

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

1. 病院経営

【心臓血管センター】

- 近年の入院患者数及び在院日数の短縮等により、診療収益が減少し、病床利用率が

低下したことや、消費税増税によるコスト増の影響を受けて、平成 26 年度においては経常収支の赤字が大幅に拡大した。消費税増税が平成 29 年 4 月に予定されていることから、更なる病院負担の増加となることが予想される。

- 今後も県立病院として高度医療・急性期医療を担うべく、その役割を果たしていくためには、引き続き経営健全化のための取り組みを行っていくとともに、当センターが行っている医療の現状とその必要性を県や県民により一層アピールしていくことが重要と考える。また、健全な経営基盤の維持という観点では、心疾患診療により特化するのか、或いは他診療科も併設するのか、といった今後の病院機能のあり方を検討する必要がある。

【がんセンター】

- 医業収支比率（医業収益/医業費用）は平成 25 年度までは改善傾向にあったが、平成 26 年度においては、緩和ケア病棟の新設による減価償却費及び看護師等の人件費の増加や消費税増税によるコスト増加等により、医業収支比率が低下し計画値も下回った。
- 緩和ケア病棟については、平成 26 年度中の運用病床数ベースでの病床利用率は 47.8%と利用率は伸び悩んでおり、緩和ケア病棟の利用率向上のため対策が必要である。
- 病床利用率の低下や入院診療収益の減少傾向は、今後、更に加速すると考えられることから、今後の環境変化を踏まえつつ中長期的な病院機能のあり方について方向性を定め、それを実現するための人員の確保や設備の利用方法について具体的に検討を行う必要がある。

【精神医療センター】

- 更なる人口減少や在宅医療の推進等による患者の減少が見込まれる中で、今後も健全な経営基盤を維持しつつ県立病院としてその役割を発揮していくために、病院の機能のあり方（例えば、精神科救急に特化するのか、救急患者からリハビリまで一貫して行うのか、など）について検討を行う必要がある。
- 我が国の精神科医療において在宅医療など地域生活を支える医療体制の充実が叫ばれる中で、県立病院としての機能向上という観点からは地域連携が重要な課題となるが、そのためには当センターにおける患者の住所地別の利用状況の分析や、地域の診療所の現状把握を行う必要がある。

【小児医療センター】

- 少子化や小児疾病の構造変化（治療薬や予防薬による感染症入院の減少）により病床利用率が低下してきている。

- 今後少子化の進行、予防医療の進展に伴う患者の減少傾向、また産科・小児科医の減少が予想される中で、県立病院としての役割を将来的にどのように発揮し、患者を確保してゆくか、という点に関して中長期的な観点から病院の将来構想の策定を検討することが必要であると考ええる。なお、病院の施設が老朽化していることから、将来構想の策定に当たっては、病院の移転・改築も視野に検討する必要がある。

【病院局総務課】

県立病院改革

- 平成 26 年度決算は、病院事業全体として収益的収支の黒字化を計画していたものの会計基準の改定による影響を除いても赤字となり、計画通りの収支を達成できなかった。今後消費税増税などを控え厳しい環境の中で、平成 27 年度からの 3 年と対象とした第三次プランに基づく一層の経営改善が期待される。
- 第三次プランについては、過去のプランにおいて掲げられていた施策がそのまま踏襲されている項目が多く見受けられる。第三次プランによる経営改革をより実効性のあるものにするために、従来の実施内容を踏襲するだけでなく、第一次、第二次プランにおける計画未達の項目に対して、どこに課題があるのか、何か根本的な問題なのかを十分分析した上で、それを踏まえての具体的なアクションプランを策定し、実行する必要がある。
- 「公立病院改革ガイドライン」の中で「経営形態の見直し」は大きな 3 つの視点の一つとして掲げられている項目であることや、すでに全部適用後 10 年余りを経過していることから、地方公営企業法一部適用時代からの成果（全部適用ならではの制度導入やその効果）の検討を行い、これまでの地方公営企業法の全部適用の中で実施できたこと、できなかったことの振り返りを行うとともに、他県事例も含めて全部適用と地方独立行政法人のメリット・デメリット等の論点整理を行った上で、当面、現状の経営形態を継続していくことの合理性について、改革プランなどを通じて県民に対してより詳細に説明が行われることが望ましい。
- 「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」という視点から新病院改革プランを策定するためには、県立病院の将来の機能やあり方について関係者間で十分な協議が必要であり、また今後の収支の詳細な分析や経営形態の見直しなども含めて十分な検討が必要であると考えられることから、平成 28 年度に策定が見込まれている県による地域医療構想の策定作業と並行して、できるだけ早期に検討を開始することが望まれる。

経理会議での協議・報告の周知

- 各病院の種々の会議や委員会において、各メンバーの出席率は高くない。課題を共有するという観点からできる限りメンバーの出席を促す必要がある。

- ・ 欠席者への情報共有のみならず、会議のメンバーになっていない職員についても会議のポイントについて各部門内での周知を図るなどして、病院内の経営意識を高めることが必要である。

意見1：病院の現状と課題（心臓血管センター）
 意見13：病院の現状と課題（がんセンター）
 意見25：病院の現状と課題（精神医療センター）
 意見36：病院の現状と課題（小児医療センター）
 意見53：県立病院改革（病院局総務課）
 意見54：経営会議での協議・報告事項の周知（病院局総務課）

2. 会計

- ・ 返戻レセプトの会計処理に決算期のずれがある。
- ・ 光熱水費の計上が、現金主義で処理され、発生主義で処理されていない。
- ・ 返戻レセプトが増加しているが、返戻原因の分析や防止対策が不十分である。
- ・ 長期間、請求保留となっているレセプトが多数ある。長期保留となっている理由を把握しておらず、またその改善策の検討を行っていない。
- ・ 固定資産として計上すべきものが、修繕費として会計処理されている。
- ・ 査定率が他の病院と比較して高い比率となっている。
- ・ 電気料、売店設置手数料、貸付料が、発生主義で会計処理されていない。
- ・ 公用車によるETC料金が、正しい勘定科目で会計処理されていない。
- ・ 光熱水費の未払計上もれがあり、翌期になって過年度損益修正で会計処理されている。
- ・ 貸倒引当金の設定対象の債権がもれていたため、貸倒引当金の計上もれがある。
- ・ 返戻減比率が増加しているため、返戻減の防止対策を検討すべきである。
- ・ 目的を明確化し、実施頻度、実施体制、分析手法等を検討した上で、原価計算の仕組みを構築する必要がある。

意見2：期を超えた返戻レセプトの会計処理（心臓血管センター）
 意見3：光熱水費の計上遅れ（心臓血管センター）
 意見4：返戻レセプトの増加対策（心臓血管センター）
 指摘事項5：保留レセプトの取扱い（がんセンター）
 意見14：期を超えた返戻レセプトの会計処理（がんセンター）
 指摘事項6：資本的支出と収益的支出（がんセンター）
 意見15：査定率（がんセンター）
 指摘事項7：収益（売店設置手数料）・経費（光熱水費）の計上月のズレ（がんセンター）
 意見26：期を超えた返戻レセプトの会計処理（精神医療センター）

指摘事項15：光熱水費及び高速通行料の計上月のズレ（精神医療センター）
意見27：公用車によるETC料金の会計科目（精神医療センター）
意見37：期を超えた返戻レセプトの会計処理（小児医療センター）
指摘事項20：光熱水費の過年度損益修正（小児医療センター）
指摘事項21：貸倒引当金の設定の対象となる未収金（小児医療センター）
意見38：DPC制度導入による返戻レセプトの増加と対策（小児医療センター）
意見55：原価計算（病院局総務課）

3. 人事管理

- 臨床工学技士の時間外勤務時間が多く、その期間が長期にわたって継続している。
- 時間外勤務の承認もれがある。
- 時間外勤務の特別延長手続が実施されていない。
- 医師事務作業補助者を増加させるべきである。
- 出勤簿の記載方法が他の県立病院と異なっている。
- 他の病院（県立病院以外）の勤務状況を把握していない。
- 給与手当の計算に関して、計算方法を効率化することが必要である。

意見5：臨床工学技士の時間外勤務（心臓血管センター）
指摘事項1：時間外勤務の事前承認（心臓血管センター）
指摘事項2：時間外勤務特別延長手続の未実施（心臓血管センター）
指摘事項8：時間外勤務の承認簿（がんセンター）
指摘事項9：時間外勤務特別延長手続の未実施（がんセンター）
意見28：医師事務作業補助者の増員（精神医療センター）
指摘事項16：時間外勤務の承認漏れ（精神医療センター）
意見39：臨床工学技士の時間外勤務（小児医療センター）
意見40：出勤簿の記載（小児医療センター）
意見41；他病院での勤務状況の把握（小児医療センター）
指摘事項22：時間外勤務特別延長手続の未実施（小児医療センター）
意見56：給与手当の計算（病院局総務課）

4. 契約事務

- 随意契約の契約期間について、経費削減を考慮し、長期契約へ変更することを検討すべきである。
- 指名競争入札参加者の選定根拠を明確にすべきである。
- 指名競争入札参加者の選定において、指名業者の経営状態及び信用状態の良否を主体的かつ定期的に評価していない。
- 随意契約に関して複数の業者から見積書を徴取し、契約価格の検証を行うべきである。

る。

- 指名競争入札参加者が少なく、指名競争入札者の選定に課題がある。

意見6：随意契約の契約期間（心臓血管センター）
意見7：指名業者の選定理由の明瞭化（心臓血管センター）
意見8：指名業者の選定基準（心臓血管センター）
意見16：指名業者の選定理由の明瞭化（がんセンター）
意見17：指名業者の選定基準（がんセンター）
意見29：随意契約の理由の明瞭化（一者）（精神医療センター）
意見30：指名業者の選定理由の明瞭化（精神医療センター）
意見31：指名業者の選定基準（精神医療センター）
意見42：随意契約の理由の明瞭化（一者）（小児医療センター）
意見43：随意契約の契約期間（小児医療センター）
意見44：指名業者の選定理由の明瞭化（小児医療センター）
意見45：指名業者の選定基準（小児医療センター）
意見57：消耗品単価契約に係る入札（病院局総務課）

5. 固定資産管理

- 高額医療機器の購入について、予算と連動し実際の購入時期を見込んだ購入計画を策定すべきである。
- 固定資産台帳上あるが実在していない又は所在が不明な固定資産、未使用の固定資産、すでに除却処分されている固定資産があった。
- 未使用の固定資産があるが、固定資産の減損の検討を行っていない。
- 元がんセンター院長公舎について売却に向けた積極的な対応が必要である。
- 職員宿舎について修繕計画を作成し、必要な資金手当を図ることが必要である。
- 宿舎の入居率が低下しており、宿舎の有効活用を検討すべきである。
- 精神医療センター旧院長公舎跡地について売却に向けた積極的な対応が必要である。
- 企業債の経過利息について未払利息が計上されていない。

意見9：医療機器の購入計画（心臓血管センター）
指摘事項3：固定資産の管理（心臓血管センター）
指摘事項4：固定資産の減損（心臓血管センター）
指摘事項10：固定資産の管理（がんセンター）
指摘事項11：固定資産の減損（がんセンター）
意見18：元がんセンター院長公舎（がんセンター）
意見19：職員宿舎の修繕計画（がんセンター）
指摘事項17：固定資産の管理（精神医療センター）

指摘事項18：固定資産の減損（精神医療センター）
指摘事項23：固定資産の除却処理漏れ（小児医療センター）
意見46：宿舎の入居率（小児医療センター）
意見58：精神医療センター旧院長公舎跡他（病院局総務課）
指摘事項24：企業債の未払利息（病院局総務課）

6. たな卸資産管理

- ・ 薬品の廃棄数量を確定させる手続が必要である。
- ・ 毒薬及び劇薬等について年度末の残高を把握する手続が必要である。
- ・ 薬貸出記録について返却の処理が適切に行われていない。
- ・ 期中出庫数がマイナスとなっているものがあり、差異の原因分析が必要である。
- ・ 毒薬及び劇薬等について年度末の残高を把握する手続が必要である。
- ・ 保管庫以外に常備薬として置かれている在庫は、たな卸の対象としておらず、資産計上していない。
- ・ 投薬中止による廃棄金額を把握し、その原因分析を行うべきである。
- ・ たな卸差額の差異分析が実施されていない。
- ・ たな卸差異の発生日が多く、実地たな卸の精度向上が望まれる。
- ・ 大量のたな卸差異が発生している品目は、毎月たな卸を実施すべきである。
- ・ 実地たな卸の具体的なマニュアルを、4病院統一で整備する必要がある。
- ・ たな卸資産減耗費の金額が把握できていない。
- ・ 4病院でたな卸資産として計上している資産の範囲が異なっており、4病院統一の規程を整備する必要がある。
- ・ 薬品の廃棄に関する規程を、4病院統一で整備する必要がある。
- ・ 薬品の廃棄における破損等について、整理・集計がされていない病院がある。
- ・ 薬品の廃棄に関して、前期に見込んだ金額と実績金額を比較分析して、破損等の金額削減に努める必要がある。
- ・ 後発医薬品に関して、前期に見込んだ金額と実績金額を比較分析して、今後の後発医薬品の採用に活用する必要がある。
- ・ 切手の管理簿に関して、より効率的・効果的な管理方法に統一することが必要である。

意見10：薬品の廃棄管理（心臓血管センター）
意見11：毒薬及び劇薬等の管理（心臓血管センター）
意見12：たな卸差異（心臓血管センター）
意見20：毒薬及び劇薬等の管理（がんセンター）
意見21：薬貸出記録（がんセンター）
意見22：たな卸差異（がんセンター）

意見23：期中在庫数のマイナス（がんセンター）
 意見24：切手の管理（がんセンター）
 意見32：毒薬及び劇薬等の管理（精神医療センター）
 意見33：切手の管理（精神医療センター）
 意見47：たな卸における定数（小児医療センター）
 意見48：薬品の破損の管理（小児医療センター）
 意見49：毒薬及び劇薬等の管理（小児医療センター）
 意見50：たな卸差異（小児医療センター）
 意見51：たな卸を行う頻度の区分（小児医療センター）
 意見59：実施たな卸の統一的なマニュアル（病院局総務課）
 意見60：たな卸資産減耗費の計上（病院局総務課）
 意見61：たな卸資産計上の範囲（病院局総務課）
 意見62：薬品の譲渡・譲受・廃棄（病院局総務課）
 意見63：廃棄した薬品の管理（病院局総務課）
 意見64：廃棄医薬品の分析（病院局総務課）
 意見65：後発医薬品の採用（病院局総務課）
 意見66：切手の管理（病院局総務課）

7. システム管理

- ・ 情報システム運用責任者及び情報システム監査責任者の承認決裁を受けずに、アクセス権の登録および変更を行っている。
- ・ 退職者のアクセス権を抹消する手順を行っていない。
- ・ パスワードを定期的に変更することが必要である。
- ・ アクセス権のたな卸を実施すべきである。

指摘事項12：アクセス権の承認手続（がんセンター）
 指摘事項13：アクセス権の抹消手続（がんセンター）
 意見34：パスワードの変更設定（精神医療センター）
 指摘事項19：アクセス権の承認手続（精神医療センター）
 意見35：アクセス権のたな卸（精神医療センター）
 意見52：アクセス権のたな卸（小児医療センター）

8. 過年度の包括外部監査の改善状況

年度	テーマ名
平成 12 年度	県立病院事業の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理
平成 19 年度	県立病院の財務事務の執行及び管理運営について

過年度の包括外部監査において指摘された事項と同様の指摘事項が、今回の監査でも一部発見されており、改善措置が十分に実行されていないものが一部あると判断した。

システム管理

- システムのセキュリティ対策及びセキュリティ監査が実施されていない。

指摘事項14：システムにおけるセキュリティ対策（がんセンター）

以上